

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 18 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>避難通路等の管理</u>)</p> <p>第 37 条 <省略></p> <p>第 37 条の 2 <省略></p> <p>第 37 条の 3 <u>カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ店その他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するもの</u> <u>にあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの</u> <u>にあつては、この限りでない。</u></p> <p>第 38 条 <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>(準用)</p> <p>第 42 条 第 35 条から前条までの規定は、体育</p>	<p>(<u>キャバレー等の避難通路</u>)</p> <p>第 37 条 <省略></p> <p>(<u>ディスコ等の避難管理</u>)</p> <p>第 37 条の 2 <省略></p> <p>(<u>百貨店等の避難通路等</u>)</p> <p>第 38 条 <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>(準用)</p> <p>第 42 条 第 35 条から <u>第 36 条の 2 まで及び第</u></p>

館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、飲食店、ディスコ等、個室型店舗又は売場若しくは展示場の用途に供する場合について準用する。

37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存するカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ店その他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の瀬戸市火災予防条例（以下「新条例」という。）第37条の3（新条例第42条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものに係る個室（これに類するものを含む。）に設ける避難通路に面する外開き戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に飲食店又は売場の用に供するもので、新条例第42条に定める基準に適合しないものの避難管理の基準については、同条の規定は、その用に供する間は、適用しない。